右の者に対する強盗、住居侵入被告事件(当庁昭和三〇年(あ)第一七四一号)について、昭和三〇年九月七日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、申立人から、別紙のとおり異議の申立があつたが、右申立は理由がないものと認めるので、刑訴四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項に則り裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

本件申立を棄却する。

昭和三〇年九月二三日

## 最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	<b>小</b>	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官
克			Ħ	池	裁判官